

働き方改革への対応セミナー

フリーランス・事業者間取引 適正化等法について

(フリーランス新法のポイント解説)

令和6年11月1日施行



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山労働局 雇用環境・均等室

フリーランス新法の対象者

フリーランス

【特定受託事業者】

業務委託の相手方である事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

発注事業者

【特定業務委託事業者】 この法律のすべての義務が課される

フリーランスに業務委託をする事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

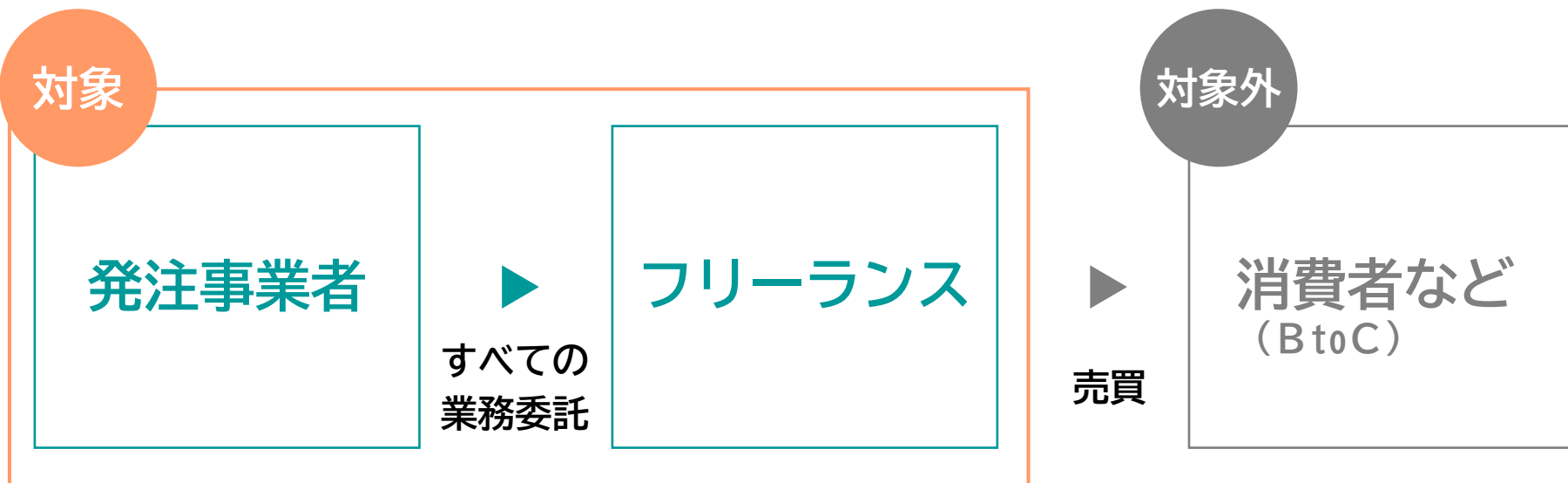
- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】 「取引条件の明示」義務のみ課される

従業員や役員がいない発注事業者（フリーランスが発注側である場合など）

※従業員：1週間の所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上雇用が見込まれる者

フリーランス新法の対象取引



▶▶▶▶ **発注事業者に義務発生！**

発注事業者の義務

公正取引委員会・中小企業庁担当

| 義務 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 書面等による取引条件の明示 | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示すること |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内に支払期日を定めて、その日までに報酬を支払うこと |
| ③ 7つの禁止行為 ※1か月以上の業務委託の場合 | <ul style="list-style-type: none">・受領拒否・報酬の減額・返品・買ったたき・購入、利用強制・不当な経済上の利益の提供要請・不当な給付内容の変更、やり直し |

フリーランス新法の対象者

フリーランス

【特定受託事業者】

業務委託の相手方である事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

発注事業者

【特定業務委託事業者】 この法律のすべての義務が課される

フリーランスに業務委託をする事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】 「取引条件の明示」義務のみ課される

従業員や役員がいない発注事業者（フリーランスが発注側である場合など）

発注事業者の義務

公正取引委員会・中小企業庁担当

| 義務 | 内容 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 書面等による取引条件の明示 | <ul style="list-style-type: none">・発注事業者及びフリーランスの名称・業務委託をした日・業務の内容・委託した物品等を受領、役務の提供を受ける日・委託した物品等を受領、役務の提供を受ける場所・検査する場合は、検査を完了する日・報酬の額及び支払期日・現金以外の方法で支払う場合は、報酬の支払方法 |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払うこと |
| ③ 7つの禁止行為 | <ul style="list-style-type: none">・受領拒否・報酬の減額・返品・買ったたき・購入、利用強制・不当な経済上の利益の提供要請・不当な給付内容の変更、やり直し |

※1か月以上の業務委託の場合

発注事業者の義務

厚生労働省（岡山労働局）担当

| 義務 | 内容 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ④ 募集情報の的確表示 | 募集情報掲載の際に、虚偽表示や誤解を与える表示をせず、内容を正確かつ最新の状態にしておくこと |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立への配慮 ※6か月以上の業務委託の場合 | フリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること |
| ⑥ ハラスメント対策に関する体制整備 | フリーランスに対するハラスメント対策として、従業員向けのセクハラ・マタハラ・パワハラ対策と同様の措置を講じること |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 ※6か月以上の業務委託の場合 | 業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。 理由を求められたら開示すること |

発注事業者の義務

厚生労働省（岡山労働局）担当

| 義務 | 内容 |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 募集情報の的確表示 | <ul style="list-style-type: none">・業務の内容・業務に従事する場所、期間、時間に関すること・報酬に関すること（額、支払期日、支払方法など）・契約の解除、不更新に関すること・募集を行う者に関すること（名称や業績など）を表示するのが望ましい |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立への配慮 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small> | フリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること |
| ⑥ ハラスメント対策に関する体制整備 | フリーランスに対するハラスメント対策として、従業員向けのセクハラ・マタハラ・パワハラ対策と同様の措置を講じること |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small> | 業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。 理由を求められたら開示すること |

発注事業者の義務

厚生労働省（岡山労働局）担当

| 義務 | 内容 |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 募集情報の的確表示 | <ul style="list-style-type: none">・業務の内容・業務に従事する場所、期間、時間に関すること・報酬に関すること（額、支払期日、支払方法など）・契約の解除、不更新に関すること・募集を行う者に関すること（名称や業績など）を表示するのが望ましい |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立への配慮 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small> | フリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること |
| ⑥ ハラスメント対策に関する体制整備 | <ul style="list-style-type: none">・事業主の方針の明確化及び周知、啓発・相談窓口の整備、周知・相談があった場合の迅速かつ適切な対応 など |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small> | 業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。 理由を求められたら開示すること |

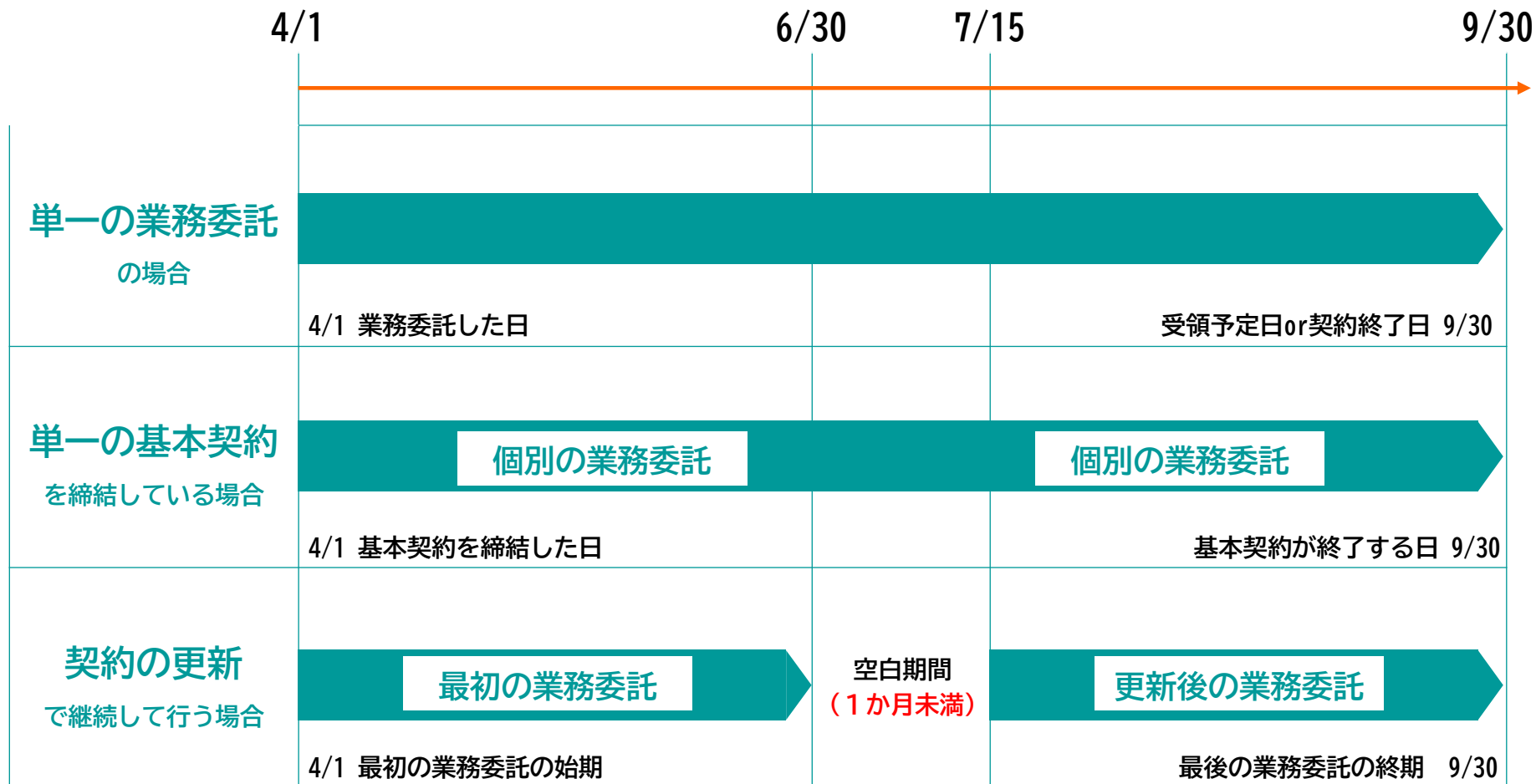
1か月以上、6か月以上の考え方

義務③は「1か月以上」、
義務⑤と⑦は「6か月以上」の業務委託が対象

| ケース | 始期 | 終期 |
|----------------------|----------------|---------------------------------------|
| 単一の業務委託 の場合 | 業務委託契約を締結した日から | 業務委託契約が終了する日まで (受領予定日と契約終了日のうち遅い日) |
| 単一の基本契約 を締結している場合 | 基本契約を締結した日から | 基本契約が終了する日まで |
| 契約の更新 で継続して行う場合 | 最初の業務委託の始期から | 最後の業務委託の終期まで |

1か月以上、6か月以上の考え方

例) 6か月以上



法違反への対応



**違反あり！
是正を求めたい！**

申出

- HP上の申出フォームや相談窓口で申出
- 厚労省の相談窓口は労働局

調査

- 申出の内容に応じて担当の行政機関が調査
- 必要な指導、助言、勧告を実施
- 命令、公表、罰金の可能性も

厚生労働省HP

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用環境・均等](#) > [フリーランス・事業者間取引適正化等法の被疑!](#)

フリーランス・事業者間取引適正化等法の被疑事実についての申出窓口

申出について

フリーランス・事業者間取引適正化等法（以下、「本法」といいます。）に基づき、フリーランス（特定受託事業者）は、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対して、発注事業者（特定業務委託事業者）に本法違反と思われる行為があった場合には、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対してその旨を申し出ることができます。

（フリーランス・事業者間取引適正化等法から抜粋）

第6条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第17条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

オンラインによる申出方法について

申出受付フォームへの入力により、オンラインで申出を行うことができます。
入力の際は、申出受付フォーム入力要領をご参照ください。

 [申出受付フォーム入力要領 \[2.0MB\]](#) 

入力はこちらから

 [申出受付フォーム](#)

Q & A

Q 業務委託の時点では、フリーランスが従業員を使用していたが、その後退職し、従業員を使用しない状態となった場合、その時点からその業務委託は法律の対象になりますか？

A 業務委託をする時点で判断するため、この場合は法律の対象外となります。

Q 法律の施行日以前に行った業務委託が施行日後も継続しており、業務委託の要件を満たしている場合、その業務委託は法律の対象になりますか？

A この法律は、施行後に行われた業務委託が対象（更新含む）となるため、現時点では法律の対象外となります。

Q 中途解除等の事前予告を適切に行わなかった場合、その解除等は無効になるのでしょうか？

A この法律では解除等の有効性は判断されません。契約の解除等の効力や損害賠償請求等については、民事上の争いとして司法の場で判断されます。

問い合わせ先・相談先

●フリーランス新法に関する問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3F



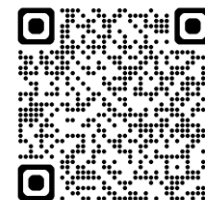
●フリーランス向けの取引上のトラブルに関する相談先

フリーランス・トラブル110番 TEL 0120-532-110

(厚生労働省委託事業)

(受付時間 9:30~16:30/土日祝除く)

フリーランス新法に規定がないことでも弁護士が無料で相談に対応。
トラブル解決に向けた「和解あっせん」制度も利用可能。



問い合わせ先・相談先

●発注事業者向けの個別トラブルに関する相談先

▶ **法テラス岡山** TEL **0570-078354** ※相談予約番号
(受付時間 平日9:00~17:00) ※法人対象外
※法律相談は資力要件あり

〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F 他



法テラス岡山

▶ **岡山弁護士会** TEL **086-234-5888** ※相談予約専用番号
(受付時間 平日9:00~16:30)

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29



岡山弁護士会